各建設工事入札関係機関長 様

土木部長

工事の発注にあたっての建設業者の選定方法等について (通知)

入札参加者間において、適正な入札が阻害されると認められる資本関係又は人的関係がある場合には、入札の公平性を確保するため一定の資本関係又は人的関係のある複数の者の同一入札への参加について、下記のとおり取り扱うこととしましたので、通知します。

1. 実施内容

適正な入札が阻害されると認められる一定の資本関係又は人的関係のある複数の者の同一入 札への参加は認めないこととする。同一入札に参加する複数の者(組合(共同企業体を含む。2.

(3)において同じ。)にあってはその構成員)の関係が、2に掲げる基準(以下「基準」という。)に該当する場合には、3のとおり取り扱うものとする。

2. 基準

以下の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合。

(1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- ① 子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。②において同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。②において同じ。)の関係にある場合
- ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

- ① 一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - ア 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員で ある取締役
 - イ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - ウ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

- エ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- 2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- 3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をい う。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業 務を執行しないこととされている社員を除く。)
- 4) 組合の理事
- 5) その他業務を執行する者であって、1)から4)までに掲げる者に準ずる者
- ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下単に管財人という。)を現に兼ねている場合
- ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

- (3) その他の適正な入札が阻害されると認められる場合 組合とその構成員が同一の入札に参加している場合、その他上記(1)又は(2)と同視
- 3. 基準に該当する場合の取扱い
 - (1) 一般競争入札

基準該当者には入札参加資格を認めないこととし、開札後、基準に該当する事実が判明 した場合は、基準に該当する者の入札を無効として取り扱うものとする。

(2) 指名競争入札

基準該当者は指名せず、指名後、基準に該当する事実が判明した場合は、入札を中止することとする。

4. 留意事項

入札参加希望者の関係が基準に該当する場合に、本通知を遵守するため、入札に参加しない又は辞退する者を決めるために当事者間で連絡を取ることは、公正な入札を妨げる行為には該当しないものとする。

5. 施行日

この改正は、平成31年4月1日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札又は指名通知を行う指名競争入札から適用します。